

# 介護福祉士国家試験平易化の検証

## — 第 25 回試験の分析

三枝令子

### 要旨

2012 年、厚生労働省は、経済連携協定で来日している介護福祉士候補者に対して、介護福祉士国家試験の受験者に配慮した試験を作成する検討を行い、6 月報告書にまとめた。本稿では、この報告書を受けて作成実施された第 25 回（2013 年実施）介護福祉士国家試験の問題文について、報告書に記載された提言が実際にどのように生かされたのか、どのような点に課題が残っているかを分析した。

すべての漢字へのふりがな振り、試験時間の延長は、受験者からも評価されている。わかりやすい日本語を用いる点については、一読しただけでは構造が捉えにくい文があり、改善の余地があると言える。語彙に関しては、さらなる改善が必要で、特に、専門用語や法律用語をわかりやすくする努力をしない限り、国家試験合格というハードルは、外国人にとっては大きな関門でありつづけると考える。

キーワード：介護福祉士国家試験 日本語の平易化

EPA 介護の日本語

## 1 はじめに

経済連携協定（EPA）によって2008年に来日した介護福祉士候補者（以下、「候補者」と略記）第1期生、このときはインドネシアからのみ、は、2012年1月に第24回の介護福祉士国家試験（以下、「介護国試」と略記）を受験した。2013年1月の第25回の試験は、インドネシアからの第2期生とフィリピン第1期生が受験した。「候補者」は、来日3年後に「介護国試」を受験することになっている。現在は、合格基準点の5割以上の得点をとった場合という条件付きで1年延長可能になったが、不合格の場合は帰国となる。日本語をこれまで学習したことのない外国人が、3年間で日本の国家試験に合格するというのはきわめて難しいと考えられる。

遠藤・三枝（2013）は、日本語の観点からこの試験問題の分析・検討を行った。2012年6月にいたり、厚生労働省が「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告」<sup>(1)</sup>（以下、「報告」と略記）を発表した。「報告」の中では、主に「介護国試」の言葉の面について提言を行っている。2013年1月に実施された第25回の「介護国試」は、この「報告」を受けて実施された最初の試験である。本稿では、「報告」に記載された提言が実際にどのように生かされたのか、どのような点に課題が残っているかを検証する。

## 2 「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告」の概要

厚生労働省によるこの「報告」では、改善案の列挙に先立って、「介護福祉士の国家試験問題の作成過程において、守秘義務を担保した上で、試験問題の日本語表記について助言する日本語の専門家を試験実施機関に配置することが必要である」と記されている。今回の問題文が従来の問題文と比べてわかりやすくなっていることから、専門家の配置は有益であった

と言えるが、依然としてむずかしい語彙、構文も使われていることから、十分に機能しなかった面もあるようだ。

「報告」では、「国家試験におけるわかりやすい日本語への改善について」という項目において、以下の改善案が示された。以下に、項目を列挙する。

## 1) 試験問題の日本語の改善について

### (1) 設問の指示形式を肯定表現に統一

### (2) 文章の改善

- ①長文については、意味のまとまりのある単位で、短い文に区切って読みやすくする。
- ②構文は、できるだけ表現を単純化する。
- ③一つの問題に複数の文章や複数の人物が登場する場合、主語を明示する。
- ④助詞・助詞相当句は、日常生活で使用される語句を適切に使用し、語句のつながりを明確にする。
- ⑤節や句の切れ目に適切に句読点を使用し、語句のつながりを明確にする。

### (3) 用語の改善

- ①介護業務には直接関係しない用語について、日常生活で用いられる表現に近いように、平易に置き換える。
- ②長い漢字の複合語を、適切な形容詞を活用し、分解する。
- ③省略された語を元に戻して、意味を明確にする。
- ④他の語を補って分解して、意味を明確にする。

### (4) 英語に原語を持つカタカナの英語併記

### (5) 化学物質名に化学記号の併記

### (6) 元号表記について、西暦に元号の併記

## 2) 介護等の学問上・法令上の専門用語の取り扱いについて

- 3) 日本の社会・文化的背景を伴う用語について
- 4) 漢字へのふりがな付記について

最後の2) 3) 4)の三つの項目のうち、2)の専門用語については、基本的には平易な用語への置き換えは行わないこと、3)の文化的背景を伴う用語については、置き換えが望ましいとされ、4)のふりがなについては、従来の部分的にふりがなを振った問題用紙と、全ての漢字にふりがなを振った問題用紙を用意し、候補者が選択できるようにすることが提言された。さらに、この報告では、候補者に対する試験問題の延長について、「試験時間を1.5倍へ延長する」ことが提言され、第25回の「介護国試」において、実施された。

### 3 第25回介護福祉士国家試験の結果

#### 3.1 試験結果

厚生労働省の発表による第25回（2013年）の「候補者」の合格率を表1に示す<sup>(2)</sup>。参考に、受験者全体の合格率と第24回（2012年）の結果も示す。

表1 候補者の合格率

	第25回			第24回		
	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率
全体	136375	87797	64.4	137961	88190	63.9
インドネシア合計	184	86	46.7	94	35	37.2
初受験	166	76	45.8	94	35	37.2
再受験	18	10	55.6	—	—	—
フィリピン	138	42	30.4	1	1	100
EPA 合計	322	128	39.8	95	36	37.9

この「介護国試」は、「等化」<sup>(3)</sup>が行われていないため、年度間の比較が基本的にはできないが、全体の合格率が第25回64.4%、第24回63.9%と近い値であることから、ほぼ同程度の難しさの試験であったと推測できる。表1から、インドネシア第25回の合格率は2012年から全体で9.5%上昇したこと、初受験者より再受験者の合格率が高いことがわかる。とすれば、初受験者だけをくらべても、合格率は37.2%から45.8%へ8.6%の上昇だから、今回とられた候補者のための措置は効果があったと推察される。また、再受験者は、初受験者より合格率が高く、受験の年数を重ねれば合格率があがると推測できる。再受験の措置がなされなければ、この13人の候補者は帰国せざるを得なかったことになる。なお、インドネシアとフィリピンの合格率に差があるが、この理由として、インドネシアの候補者は若年層に偏り、フィリピンの候補者は20代～40代まで幅広い分布をしている年齢の違い<sup>(4)</sup>が影響した可能性も考えられる。

### 3.2 「効果的な学習支援事業の改善に向けた、第25回介護福祉士国家試験EPA介護福祉士候補者受験アンケート」<sup>(5)</sup>結果

公益社団法人、国際厚生事業団は、2013年の1月末から2月はじめにかけて、第25回の「介護国試」を受験した「候補者」322名にアンケートを実施した。その結果が公表されているので、その中から今回の措置に関わる部分を以下に紹介する。回答者の内訳は以下のものであった。

回答者 計263人（回答率81.7%）合格者108人 不合格者155人  
インドネシア157人 フィリピン106人

なお、パーセントの値は、「無回答」の影響を受けないよう、合計から無回答の人数を引いたものを分母として算出した。

表2は時間延長についての回答である。

表2 時間延長について

	長すぎる		少し長い		普通		少し短い		短い		無回答	計
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	人数
インドネシア	5	3	32	21	109	71	6	4	2	1	3	157
フィリピン	3	3	27	26	69	66	5	5	1	1	1	106
全体	8	3	59	23	178	68	11	4	3	1	4	263

表2から、「少し短い」「短い」と感じた受験者は5%で、9割以上の受験者にとって時間延長は有効であったと考えられる。

表3はふりがなのある冊子を使ったか否かについての回答結果である。

表3 ふりがなの利用について

	すべてにふりがなのある冊子だけ		すべてにふりがなのある冊子が中心		両方を同じくらい		通常の冊子が中心		通常の冊子だけ		無回答	計
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	人数
インドネシア	41	28	23	15	22	15	34	23	29	19	8	157
フィリピン	47	44	15	14	5	5	19	18	20	19	0	106
全体	88	35	38	15	27	11	53	21	49	19	8	263

表3から、使い方は異なるが、すべての漢字にふりがなの振られた冊子を使った受験者が8割を超えており、すべての漢字にふりがなを振ることが有効であったと考えられる。通常の冊子だけという人が2割弱いるが、各回答ごとの合格率は明らかにされていないので、ふりがなの有無が正答に影響しているかどうかはわからない。

表4は、上記以外の日本語面での措置についての回答結果である。アンケートの質問は、「今回の国家試験では、設問の指示形式をすべて肯定表現にしたり、英語を併記する箇所を増やしたり、専門用語に通称を併記したりするなど、なるべくわかりやすい日本語にするように工夫がされました。このような工夫は役に立ったと思いますか。」である。

表4 日本語のわかりやすさについて

	役に立った		少し役に立った		あまり役に立たなかった		全く役に立たなかった		未回答	計
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
インドネシア	82	56	45	31	18	12	1	1	11	157
フィリピン	65	61	30	28	10	9	1	1	0	106
全体	147	58	75	30	28	11	2	1	11	263

表4から、「役に立った」とする者が6割近く、「少し役に立った」と合わせると9割近い回答者がプラスに評価している。

## 4 第25回国試試験の日本語の分析

### 4.1 改善された点

「介護国試」の日本語は、「候補者」が来日することが明らかになった時点から、はじめは出題者の自助努力によって、また、第23回の「介護国試」からは、厚生労働省の指導もあって、改善されてきている。さらに、2012年の「報告」の提言によって、2013年の「介護国試」では、全ての漢字へのふりがな振り、1.5倍の時間延長、英語に原語をもつ語に英語が併記された。1.5倍の時間延長実施は、試験実施機関に負担を課すものであるから、行政による指導がなければ実施はきわめてむずかしかったに違いない。そうした点で「報告」の果たした役割はきわめて大きいと言える。また、このことは、当事者の自助努力だけでは改善が進まないこと、時に主管官庁からの適切な指導が必要不可欠であることを物語っている。

日本語面については、長い文、複雑な文が少なくなり、わかりやすくなっている。ただし、表1の全体の合格率が昨年とほとんど変化していないことから、日本語をわかりやすくしたからといって、問題がやさしくなるということはないと考えられる。

## 4.2 さらに改善を必要とする点

問題文の日本語については、改善の余地があると考え、以下に問題例を示しながら論じる。( )内の数字は、問題番号を示す。また、時に書き換え案の例も示すが、これら書き換え案は日本語の観点からのもので、専門的観点からは異論が出ることも予想される。

### 4.2.1 設問の指示形式

「報告」では、否定表現を用いた試験問題を出題しないことが明記されている。そして、今回の試験では、「最も少ないものをひとつ選びなさい。」(101)という項目をのぞき、否定的な設問はなかった。

設問の表現が項目によって以下の(100)(103)のように異なる場合があり、統一が望ましいと考える。

(100) 動脈血が流れている部位として、正しいものを一つ選びなさい。

(103) 次の疾患のうち、栄養管理が必須であるものを一つ選びなさい。

(103) の表現は、「必須であるものを選ぶ」という表現がむずかしい。

(100) に合わせて、「栄養管理が必ず必要な疾患として、正しいものを一つ選びなさい。」と揃えたほうがわかりやすい。

次の項目(104)(106)も矢印のように言い換えることが可能である。

(104) 次の皮膚疾患のうち、真菌(カビ)が原因で起こるものを一つ選びなさい。

→真菌が原因で起こる皮膚疾患として、正しいものを一つ選びなさい。

(106) 便秘の原因となるものとして、正しいものを一つ選びなさい。

→便秘の原因として、正しいものを一つ選びなさい。



(106)と同じ「原因」について尋ねている次の(107)は、すでに(106)の言い換え案のようにになっている。

(107) ……という症状の原因として、正しいものを一つ選びなさい。

#### 4.2.2 文章の改善

##### (1) 受身・使役の多用

以下のように、受身がよく使われている。

断られた(2), 廃止された(2), 適用される・されない(5), 含まれない(7)・含まれる(26, 28, 57), 扶養されている(8), 区分されている(9), 義務づけられている(9), 創設された(9, 17, 27), 施行された(9), 規定されている(11), 決められる(13), 構成される(15), 配慮される(15), 判断された(16), 規定された(16, 18)・規定されている(11), 求められた(17), 位置づけられた(17)・位置づけられている(27, 88), 行われる(22), 制限されている(27), 新設された(27), 認められる(29)・認められない(105), 言われている(59), 達成されれば(65), 設定された(67), 要求される(72), 形成される(72), 義務づけられていない(78), みられる(82, 94, 113), 保存されている(98), 頼まれた(111), 症状の進行がおさえられている(総合3), 診断された(総合4)

日本語では受身の使用は珍しくないが、言語によっては受身をほとんど使わない場合もある。また、日本語の受身は、以下の項目(17)のように、主語を表さないことによって、動作の主体をあいまいにしたり、一般化したりするために使うことも多く、一般に日本語学習者には、誰が誰に対して動作を行ったのか、関係を捉えることがむずかしい。

(5)「育児・介護休業法」に基づく育児休業制度は、男性にも適用され

る。

(17) [特別養護老人ホームについて]

ねたきり老人短期保護事業（ショートステイ）を行うことが求められた。

(17) の言いたいことは「ねたきり老人短期保護事業（ショートステイ）を行わなければならない」ことと考えられる。この文は「求められた」が具体的にどういうことを意味するのか、誰が誰に求めるのかわかりにくい。ちなみに、「なければならない」という表現は、項目（18）の選択肢に、「現職の期間に限り、利用者の秘密を漏らしてはならない。」とある。この文は、「利用者の秘密を漏らさないことが求められた」と言い換えられるが、そうすることによって理解しにくくなる。

第 25 回では、以下のような使役形が使われている。

服用させる（31）、湿らせて（32,51）、修正させる（36）、混乱させない（38）、乾燥させて（44,52）、理解させる（63）、排泄させない（63）、終結させる（64）、終わらせる（110）

使役も、受身と同様、動作を誰が誰に対して行うのか、関係を捉えることがむずかしい。

(36) [認知症の人とのコミュニケーションに関して]

わかりにくい言葉や行動を指摘し、修正させる。

(36) では使役が使われているが、「修正させる」を「修正する」と表現することも可能である。しかし、他動詞「修正する」は、介護者が修正することを意味し、使役形「修正させる」を用いた場合には、介護者が利用者

に修正させる，すなわち利用者自身が修正することを意味する。今回，「入所させられた」(2) という使役受身の文があったが，当人は望まなかった強制的な入所だったという，この形の持つ意味を理解することは，非母語話者にとってきわめてむずかしい。

## (2) 主語の明示

以下の文は，人間関係を省略しているため，文の意味がつかみにくい。

(5) 2010年(平成22年)の「国民生活基礎調査」によると，同居している主な介護者は子の配偶者が最も多い。

→要介護者と同居している主な介護者は，要介護者の子の配偶者が最も多い。

以下の項目では，「自宅に戻る」人と「助言する」人は別だから，主語を明示したほうがよかった。

(14) Cさん(80歳，女性)は，P市で一人暮らしをしている。(略)  
施設の介護職は，Cさんが公共料金の支払いなどがうまくできず，つじつまの合わない話をすることに気付いた。そこで，自宅に戻ったときには，日常生活自立支援事業を利用したらどうかと，助言した。

→そこで，介護職は，Cさんが自宅に戻ったときには，日常生活自立支援事業を利用したらどうかと，助言した。

## (3) 多義的な表現

助詞相当句の中には，「～のため」「～により」など，多義的な用法を持つものがある。第25回では，「よう」が使われた表現が複数あったが，要求の内容なのか，話す様子なのか，わかりにくい。(54)では1文に目的の

「ように」と内容の「よう」が使われている。

(36) 認知症の人とのコミュニケーションに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。4 説得するように話す。

(54) 尿量が減少するように、日中の水分摂取量を控えるよう促す。

### 4.3 用語の改善

#### (1) 文章語的な語彙

今回の「介護国試」では複雑な文章は少なかったが、語彙面では相変わらずむずかしい語、表現が使われている。以下に例をあげる。

(2) Aさん(84歳、男性)は、「私は13歳のとき、発疹が現れ医師の診察を受けたところ、ある感染症にかかっているという理由で、強制的に国立の療養所に入所させられた」と語った。(中略) Aさんが罹患した感染症として、正しいものを1つ選びなさい。

同じ項目内に「感染症にかかる」という表現が使われている。あえて「罹患する」を使わなくてもよいと考えられる。

(7) 社会保障の発展は、経済の安定や成長を損なう。

「損なう」という否定的な意味を持つ語は、日本語学習者にとって習得がむずかしい。以下の表現も硬い。

(22) 理学療法士は、業として義肢を製作する。

(22) 回復期リハビリテーションは、社会的リハビリテーションの一環として行われる。

(26) 介護休業は、家族1人について、通算して31日の期間を限度とす

る。

- (27) 小規模多機能型居宅介護事業者は、運営推進会議を設ける。
- (27) 居宅サービスの中に位置づけられている。
- (29) 障害者自立支援法を根拠とする。
- (31) 介護老人福祉施設で、やむを得ず身体拘束を行う場合の……
- (40) リーダーは、指示を行うだけでなく、メンバーの経験などにより裁量を認める。
- (67) この長期目標・短期目標に応じた支援内容・方法として、……
- (68) 医療職は、チームアプローチを主導する。
- (89) 健側足底部が床に着くように、座面の高さを設定する。

以下の語彙も、「候補者」にとって難しいと推測される。

要件 (8), 委嘱 (13), 意向 (35), 留意 (40), 塗布 (52), 順応 (73), 戦慄 (74), 正当化 (94), 終生 (102), びらん (105), 不穏状態 (総2), 巧緻性 (総3)

## (2) 複合語

複合語の語構成については、さまざまな分類がある。以下は、非母語話者の日本語学習を念頭においた志賀 (2010) の分類で、ここでは 原義 (V) と転義 (v) の意味を一つずつに絞って以下のように分類している。

- ① V1+V2 し続ける, 作り始める, 引きずり出す
- ② V1+v2 動き出す, 飛び込む, 逃げ切る
- ③ v1+V2 練り出す, 打ち切る, 盛り上がる
- ④ v1+v2 思い出す, 落ち込む, 付き合う

ここに取り上げた複合語は、和語の組み合わせによるもので、一見やさし

そうに思える。しかし、複合語でも、①のように原義を保っている語は、構成語彙が特に難しいものでなければ理解しやすいが、②～④、特に④のように原義を留めていない語は、一つの語として学ぶ必要があり、やさしくはない。この分類に基づいて介護国試に出てくる複合語を分類すると以下ようになる。なお、ここにあげるのは動詞の複合語のみで、名詞の複合語は取り上げない。

- ① 住み続ける (28, 78), 取り外す (42), 取り替える (42), 取り除く (48), 拭きとる (49), 使い慣れる (85), 洗い流す (105), 飲み忘れる (総合2), 動き回る (118), 乗り遅れる (総合4)
- ② 話し合う (38), 話しかける (119)
- ③ 閉じこもる (91),
- ④ くり返す (4), 落ち着く (31), おちこむ (37), 取り組む (64), 閉じこもる (91), ふさぎ込む (97), 立ち直る (109)

複合語一つとっても外国人には学習が容易ではない。

### (3) 日本の社会、文化的知識を必要とする語

日本語母語話者にとっては、日常生活の中で見聞きすることが多く、常識的であるような語句も、滞在期間の短い外国人受験者にとっては、縁のない用語であることが多い。以下がその例である。

- (14) つじつまの合わない話
- (18) 懲役
- (26) 付添い
- (33) 身だしなみ
- (41) 思い出の小物
- (53) 指二本程度の余裕があるように

- (56) 漂白
- (57) ひじき
- (81) 万引き
- (86) 情けない
- (109) そっとしておく
- (118) 悪気がない

(4) 外来語

今回の「報告」では、英語に原語を持つカタカナには英語を併記することが提言されたが、以下の語は、日本語化していると考えられたのか、英語は併記されなかった。しかし、発音が異なることもあり、日本語非母語話者にはやさしい語ではない。

ウエスト (53), ミトン手袋 (54), シヤント手術 (81), コルセット (96), [胃瘻について] ボタン型・バルーン型 (102), リーチャー (総合3)

表5は、介護福祉士養成テキストとして用いられることの多い、三つの出版社、中央法規出版（以下、中央と略す）、建帛社（建帛と略す）、ミネルヴァ書房（ミネと略す）のテキスト（ただし、中央の第15巻『資料編』をのぞく）、計44冊の介護のテキスト（中央14巻、建帛13巻、ミネ17巻）<sup>(5)</sup>に、上記の語彙が出てくる頻度である。

表5 介護テキストの外来語の頻度

		中央	ミネ	建帛
ミトン	mitten	0	2	0
シヤント	shunt	3	2	2
コルセット	corset	6	0	0
バルーン	balloon	9	0	5
リーチャー	reaching aid <sup>(7)</sup>	1	1	2

表5から、ミトン、コルセット、バルーンの3語は、用いたテキストによっては、学ぶ機会がなかったことになる。

## 5 今後の課題

「報告」に従って国試の日本語は大幅に改善されている。わかりやすい日本語にする努力がなされ、受験した「候補者」からも高く評価されている。しかし、いまだに「候補者」にとって難しい試験であることも事実である。今後の課題をあげる。

### (1) 専門用語の見直し

「介護国試」は、日本語の観点から見て、依然外国人にはきわめて難しい試験である。たとえば、遠藤・三枝(2013)でも指摘した点だが、長い漢字語が使われている。第24回では、もっとも長い漢字語は、13字の「難病患者等居宅生活支援事業」だったが、第25回では、16字「地域定着型特定施設入居者生活介護」(28)、14字「小規模多機能型居宅介護事業者」(27)があった。また、今回の「介護国試」には次の法律名が出てきた。以下、右矢印の後に記載したものが問題文で使われ、はじめの正式名称は各項目末の注に記載されている。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

→「高齢者虐待防止法」(1)(15)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

→「育児・介護休業法」(5)、「介護休業制度」(26)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

→「精神保健福祉法」(16)



正式名称を問題文に載せるのは煩雑と考えられたのだろうが、そうした配慮が必要なこと自体、法律名に改善が必要なことを物語っている。

さらに、「介護国試」には医学用語が多く用いられているが、これも先の3出版社のテキストによって、取り上げている語が異なる。項目(32)には「日和見感染」「経皮感染」という用語があるが、このうち、後者の「経皮感染」は、いずれのテキストにも出てこない。最新医学大辞典(2009)には、「感染経路の1つで、病原体が皮膚から浸入して感染すること」とあるが、学習していなければ接触感染と誤解するおそれもありそうだ。

こうした行政用語や医学用語をやさしく言いかえない限り、「介護国試」の平易化には限界がある。「報告」では、介護等の学問上、法令上の専門用語の取り扱いについては、必要な知識であるとして、「こうした用語について平易な用語に置き換えを行うことは、介護現場が混乱するおそれや、候補者にとってもかえってマイナスになるおそれがあることから、行わないことが適当である。」と述べている。しかし、医療の様々な現場で使われる医学用語をわかりやすくする試みはすでに始まっている<sup>(8)</sup>。介護の現場において、専門用語に慣れ親しんでいない被介護者と家族にわかりやすく説明する必要もある。医学・行政の専門用語を平易にする努力をしなければ、日本語による国家試験は、日本社会におけるひとつの関門のように閉鎖的に作用する。また、日本人にとっても法律や制度を身近なものとしてとらえるために平易化は必要なことである。

今回、英語を原語とする言葉には英訳が付けられた。中には定訳のない語や、和製英語も含まれ、問題作題者にとっては手間のかかる作業であったと推察される。しかし、英訳を付けることは外国人受験者にとって助けになるだけでなく、介護現場で用いられる用語の世界共通化を考える契機にもなり得る。候補者を含めた外国人への配慮は、結局日本人、日本社会にとって、意味のあることでもある。

## (2) 試験分析結果の公開

公益社団法人、国際厚生事業団は、2013年の3月末から4月はじめにかけて、第102回の看護師国家試験を受験した候補者297名にもアンケートを実施している。この結果は、「介護国試」受験者の場合と同様ネットで公開されている<sup>(9)</sup>が、アンケート項目が多少異なる。看護師候補者へのアンケートでは、介護福祉士候補者へのアンケートにはない「むずかしいと感じた問題はどれか」という質問項目がある。受験を指導する者にとって、どのような項目が難しかったかを知ることは重要な情報である。アンケート結果は客観的なテスト情報ではないが、回答者の反応から今回の受験者が何を難しくと感じたか、知ることができる。しかし、より客観的で有用な情報は、受験者の項目別正答率そのものである。受験者が学ぶべき事を学んでいない知識不足なのか、日本語の問題なのか、そうしたことを分析する上で、最小限候補者の正答率の情報は有用である。試験の結果に関して、平均点にとどまらず結果の分析データを公開していた試験は、寡聞にして日本語能力試験<sup>(10)</sup>しか知らないが、ぜひ信頼性と妥当性のある試験作りの端緒を「介護国試」に開いてほしい。

### 注

- (1) 経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告 [www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002caut.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002caut.html) (2013.8.15)
- (2) EPA介護福祉士候補者の合格率 [www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ycsb.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ycsb.html) (2013.8.15)
- (3) 「等化」: あるテストにおいて同一設計のもとで作成された異なる版の得点を、共通尺度上の得点に変換する統計的な手続のこと。(日本テスト学会2007『テスト・スタンダードー日本のテストの将来に向けて』金子書房)
- (4) 安立清史(2010)「来日のインドネシア人・フィリピン人介護福祉士候補者の実像」大野俊・小川玲子編『国際シンポジウム 東南アジアから日本へのケアワーカー移動をめぐる国際会議——政策担当者と研究社の対話——報告書』九州大学アジア総合政策センター

- (5) 「効果的な学習支援事業の改善に向けた，第25回介護福祉士国家試験 EPA 介護福祉士候補者受験アンケート」 [www.jicwels.or.jp/.../E38090E4BB8BE8ADB7E38091E4BB8BE8ADB7E7A68FE7A589E5.pdf](http://www.jicwels.or.jp/.../E38090E4BB8BE8ADB7E38091E4BB8BE8ADB7E7A68FE7A589E5.pdf) (2013. 8. 15)
- (6) 中央法規『新・介護福祉士養成講座（第2版）』  
ミネルヴァ書房『介護福祉士養成テキストブック』  
建帛社『介護福祉士養成テキスト』
- (7) 「リーチャー」の英語は，reacher とも考えられるが，ここでは『最新医学大辞典』（2006）の「リーチャー」の英訳を記載した。
- (8) 国立国語研究所「病院の言葉」委員会 2009『病院の言葉を分かりやすく』勁草書房
- (9) 「効果的な学習支援事業の改善に向けた，第102回看護師国家試験 EPA 候補者受験者アンケート」 [www.jicwels.or.jp/.../EFBC88E696BDE8A8ADE794A8EFBC89E38090E79C8BE8ADB7E3.pdf](http://www.jicwels.or.jp/.../EFBC88E696BDE8A8ADE794A8EFBC89E38090E79C8BE8ADB7E3.pdf) (2013. 8. 15)
- (10) 日本語能力試験では，平成2年度から等化の行われる前の平成21年度まで，毎回試験の分析結果を公開していた。三枝令子（2011）「30年の試験分析委員会を振り返って——あとがきにかえて——」CD-ROM 日本語能力試験実施委員会・日本語能力試験企画小委員会『平成21年度日本語能力試験（第1回・第2回）分析評価に関する報告書』に詳しい。

#### 参考文献

- 志賀里美（2010）「複合動詞の教育についての提案——日本語母語話者の複合動詞の使用実態調査に基づいて——」『恵泉アカデミア』第15号，86-103
- 遠藤織絵・三枝令子（2013）「介護福祉士国家試験の平易化のために——第23回，24回試験の分析」『人文・自然研究』7，22-41
- 最新医学大辞典編集委員会（2006）CD-ROM『最新医学大辞典』第3版，医歯薬出版